

泉崎村水害ハザードマップ作成委託業務公募型プロポーザル方式に係る実施要領

本実施要領は、泉崎村水害ハザードマップ作成業務（以下、「本業務」という。）の委託事業を公募型プロポーザル方式（以下、「プロポーザル」という。）により選定するために必要な事項を定める。

1 業務の目的

水害ハザードマップは、災害リスク、災害時における避難行動、平常時における事前対策等について村民の理解を深め、災害時における円滑かつ適切な避難行動等につなげることで、災害発生時における被害を回避又は最小限に留めるために非常に重要なものである。

本村は、次のような水害ハザードマップを作成するために、企画競争方式で事業者を選定する。

- （１）村民の関心を引き付け、「読みたくなる」「読む価値がある」と感じさせる
- （２）幅広い世代の村民が、災害に関する知識を深めることができる
- （３）ユニバーサルデザインでより多くの村民が実用的に活用することができる

2 業務内容

主な業務内容は、以下のとおりである、詳細は、別添仕様書による。

- （１）発注者の意向のヒアリング、綿密な協議
- （２）水害ハザードマップ作成のための資料収集
- （３）水害ハザードマップのデザイン、構成、内容の検討
- （４）水害ハザードマップの作成、印刷、製本

3 提案上限額

提案上限額は、６，８００千円（消費税及び地方消費税を含む）とする。

4 業務履行期間

契約締結日の翌日から令和８年３月１９日まで

5 選定方法

「泉崎村水害ハザードマップ作成委託業務企画提案競技審査会」（以下、「審査

会」という。村職員 6 名で構成。)において、本プロポーザルに参加を認められた者の提出する企画提案書等及びプレゼンテーションの内容を審査し、業者を特定する。

6 参加資格

本プロポーザルに参加しようとする者は、次に掲げる全てを満たしている者とする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 第 1 項各号及び同条第 2 項各号の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (3) 民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (4) 過去 3 年以内において、同様の当該業務の受託実績を有していること。
- (5) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。)、暴力団員等(同条第 6 号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者をいう。以下同じ。))及び暴力団員等と密接な関係を有する者並びにこれらの者のいずれかが役員等(無限責任役員、取締役、執行役若しくは監査役又はこれらに準じるべき者、支配人および精算人をいう。)となっている法人その他の団体に該当しない者であること。
- (6) 参加申込書提出以後、泉崎村建設工事等請負業者指名選考委員会要綱に基づく基準等による指名停止業者でないこと。

7 実施スケジュール

内容	期間・期限
(1)公募期間	令和7年9月19日（金）～10月17日（金）午後4時
(2)質問書の受付	令和7年9月19日（金）～10月6日（月）午後4時
(3)質問書の回答	令和7年10月10日（金）午前10時以降
(4)参加表明書提出期限	令和7年10月17日（金）午後4時まで
(5)企画提案書提出期間	令和7年9月19日（金）～10月31日（金）午後4時
(6)参加決定及びプレゼンテーション審査日時通知	令和7年11月5日（水）
(7)プレゼンテーション審査	令和7年11月12日（水）の指定する時間
(8)審査結果通知	令和7年11月19日（水）までに通知
(9)仕様書協議後、契約締結	令和7年12月3日（水）

8 参加申込みの受付

（1）提出書類（各1部）

ア 参加表明書（様式1）

イ 会社概要（様式2）

（2）提出期限

令和7年10月17日（金）午後4時まで

（3）提出方法等

ア 提出先

泉崎村役場 住民生活課

〒969-0196 福島県西白河郡泉崎村大字泉崎字八丸145番地

電話番号 0248-53-2112

メールアドレス jumin@vill.izumizaki.fukushima.jp

受付時間 午前8時30分～午後5時15分（土日祝除く、最終日は午後4時まで）

イ 提出方法

持参、郵送又は電子メールのいずれかにより提出すること。なお、持参以外による場合は、到着確認の電話連絡を行うこと。

また、郵送の場合は期限までに必着のこととし、郵送事故により期限までに到着しなかった場合、異議申し立てはできない。

ウ その他

(ア) 提出書類に虚偽の記載があった場合は失格とする。

(イ) 提出書類受付後、補足資料の提出や電話によるヒアリングを求める場合がある。

9 質問書の受付及び回答

参加の申込み、企画提案等について質問がある場合は下記のとおり問い合わせすること。

(1) 提出書類

質問書（様式 3、または様式 3 に準じた任意様式も可）

(2) 提出期限

令和 7 年 1 0 月 6 日（月）午後 4 時まで

(3) 提出方法等

ア 提出先

泉崎村役場 住民生活課

〒969-0196 福島県西白河郡泉崎村大字泉崎字八丸 145 番地

電話番号 0248-53-2112

メールアドレス jumin@vill.izumizaki.fukushima.jp

受付時間 午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分（土日祝除く、最終日は午後 4 時まで）

イ 提出方法

持参、郵送又は電子メールのいずれかにより提出すること。なお、持参

以外による場合は、到着確認の電話連絡を行うこと。

(4) 回答

令和7年10月10日（金）午前10時を目途に本村ホームページにて回答する。質問者名は表示しない。なお、回答内容は仕様書の追加、修正として取り扱う。

10 企画提案書の受付

参加表明書を提出した者は、下記に示す企画提案書等を提出期限までに提出するものとする。

(1) 提出書類（イは7部、それ以外は各1部）

ア 企画提案書表紙（様式4）

イ 企画提案書（任意様式）

ウ 参考見積書（任意様式）

エ 参考資料（実績ハザードマップ）

※参考資料は実際に作成したハザードマップ。最大3件までとし、各1部を提出。

(2) 提出期限

令和7年10月31日（金）午後4時まで

(3) 提出方法等

ア 提出先

泉崎村役場 住民生活課

〒969-0196 福島県西白河郡泉崎村大字泉崎字八丸 145 番地

電話番号 0248-53-2112

受付時間 午前8時30分～午後5時15分（土日祝除く、最終日は午後4時まで）

イ 提出方法

持参又は郵送とする。郵送による場合は、到着確認の電話連絡を行うこ

と。

(4) 企画提案書作成にあたっての留意事項

ア 用紙は片面印刷とし、文字サイズは注記等を除き 12 ポイント以上とする。

イ A 3 サイズ書類については A 4 サイズに折りたたむこと（Z 折り）。

ウ 提案にあたっては、文章を補完するために必要な図、表、写真、イラスト、イメージ図等を使用し分かりやすく簡潔に記述すること。

エ 下部中央にページ番号を付すこと。

11 企画提案書提出者の選定（応募者多数の場合）及びプレゼンテーション審査の日程の通知

応募者が多数の場合、提出された企画提案書の内容を審査し、上位 5 者程度に選定する場合がある。企画提案書提出者に対しては、選定または非選定のいずれかの結果に加え、選定対象者については、プレゼンテーション審査日程も併せて通知する。

(1) 通知日程

令和 7 年 1 1 月 5 日（水）

(2) 通知方法

参加表明書（様式 1）に記載された電話番号かメールアドレスへ選定結果の通知を行った後、書面にて通知する（期日までに通知がない場合は確認の電話をすること）。

(3) 選定結果に関する問合せ

プレゼンテーション審査の参加を認められなかった者は、令和 7 年 6 月 18 日（火）午後 5 時までに選定結果について書面（任意様式）により説明を求めることができる。

12 プレゼンテーション審査

(1) 実施日時

令和7年11月12日（水）

※実施時間については、令和7年11月5日（水）に企画提案書提出者の選定の通知とともに連絡を行う。

（２）実施場所

実施日時にあわせて通知

（３）審査方法

提出された企画提案書をもとにプレゼンテーションを実施し、評価点方式により順位付けを行い、契約候補者を特定する。なお、契約候補者は満点の６割を超える評価点を得た者だけを対象とする。

（４）時間配分

プレゼンテーションにおける提案時間は２０分以内とし、その後２０分程度の質疑応答を行う。事前準備、退出はそれぞれ５分以内とする。

（５）その他

ア 出席者は４名以内とし、業務担当予定者を必ず含むものとする。

イ 他の提案者のプレゼンテーションを傍聴することはできない。

ウ 企画提案書等の内容を説明するために、必要な機材があれば提案者が用意すること。ただし、電源、スクリーンについては本村で用意する。

エ プレゼンテーションにあたっての資料追加や企画提案書等の差替えは認めない。

13 審査基準

(1) 評価対象と評価点

評価項目	評価の着眼点	配点
企画提案書全般 (35点)	業務の内容・目的を的確に把握しているか	10
	本村の特徴や地域性について、具体的かつ適切に理解しているか。	10
	本村の求める成果を踏まえ、業務の実施方針が具体的かつ適切に示されているか。	15
提案・アイデア (45点)	提案・アイデアが本村の求める成果に貢献するものか。 (以下の3点につながるものか) ・読みたい、読む価値があると村民が感じる ・幅広い世代が災害の知識を深めることができる ・ユニバーサルデザインで多くの方が活用可能	15
	提案・アイデアが画期的で、かつ実現のために具体化されているか。	10
	提案・アイデアは、それらがもたらす効果に論理的な根拠が示されているか。	10
	提案内容は、本業務に対する取り組み意欲が十分に感じられるものか。	10
実施体制 (20点)	本村の求める成果を確実に実現するための実施体制を有しているか。	10
	本業務と同種あるいは類似する業務の受注実績は十分か。	10
合計		100

※参考見積額

- 任意の様式にて見積書を提出すること。
- 参考見積書は評価対象としない。

評価
対象外

(2) 最優秀提案者の特定

審査会による審査を経て、総得点が高い者から順位付けを行い、最も高い者を最優秀提案者として特定する。ただし、最低基準点（60点）を超える者だけを特定の対象とする。審査の総得点と同点の場合は、企画提案書の評価点が高い者を、さらに企画提案書の評価点も同点の場合は、提案・アイデアの点数が高い者をより高い順位として特定する。

14 審査結果通知

(1) 通知日程

令和7年11月19日（金）までに到着見込みで「最優秀提案者」または「非特定」の内容を示した通知書を全提案者に対し、参加表明書（様式1）に記載されたメールアドレスへ送付する。その後、原本を郵送する。

また、本プロポーザル手続きが完了後、村ホームページで審査結果を公表する。

(2) 非特定に関する事項

ア 非特定の通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して7日（休日を含めない）以内に書面により、泉崎村長に対して非特定理由について説明を求めることができる。

イ 上記アに対する回答は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して10日以内に書面により行う。

ウ 非特定理由の説明書請求の受付場所及び受付時間は以下のとおりとする。

泉崎村役場 住民生活課

〒969-0196 福島県西白河郡泉崎村大字泉崎字八丸 145 番地

電話番号 0248-53-2112

受付時間 午前8時30分～午後5時15分（土日祝除く）

※持参のみ受付

15 業務委託契約

(1) 契約の締結

最優秀提案者と業務委託契約に係る詳細内容の協議を行う。但し、最優秀提案者が下記のいずれかに該当し業務委託契約ができない場合は、次点の者を相手先として再特定する。

ア 特定後に参加資格要件に関する条件を満たさないことが明らかになったとき。

イ 見積徴取の結果、契約締結できなかったとき。

ウ 本業務委託契約の締結を辞退したとき。

エ その他の理由により業務委託契約の締結が不可能となったとき。

(2) 業務委託契約の仕様及び条件

ア 本業務の仕様については、泉崎村水害ハザードマップ作成委託業務仕様書と企画提案書に記載された内容を尊重し、委託者において定める。

イ 本業務委託の仕様決定にあたり、業務の具体的な実施手法の提案等を依頼することがある。

ウ 業務の一部再委託は、参加意思表明時にその旨の記載がある場合を除き、原則としてできないものとする。

16 その他

(1) 提案者からの企画提案は1社1提案とする。

(2) 提出書類の作成等に要する費用は提案者の負担とする。

(3) 提出された書類の返却は行わない。

(4) 本プロポーザル実施にあたり知り得た情報を本業務の目的以外に使用し、また第三者に提供しない。

(5) 契約締結後において、虚偽の記載等不正と認められる行為があった場合は、契約の解除ができるものとする。